

法曹養成制度改革推進会議御中

この度、「司法試験予備試験制度に関する緊急の提言」をとりまとめましたので、お届け致します。ご査収いただけますと幸いです。

なお、この提言は、法務大臣及び文部科学大臣にもお届け致します。

2014年6月9日

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻長 洲崎博史

慶應義塾大学大学院法務研究科委員長 片山直也

中央大学大学院法務研究科長 藤原静雄

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻長 白石忠志

一橋大学大学院法学研究科法務専攻長 阪口正二郎

早稲田大学大学院法務研究科長 石田真

(50音順)

司法試験予備試験制度に関する緊急の提言（要旨）

法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度は、旧司法試験という点による選抜を重視した制度の弊害を克服するために導入され、制度発足以来、高い志と問題発見・解決型の思考力等を身に付けた多くの優れた修了者を法曹として社会の様々な分野に送り出してきた。

しかし、他方で、司法試験予備試験は、本来、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保する例外的な制度であるにもかかわらず、受験者数および合格者数を増加させ続けており、予備試験の合格者数に占める法科大学院生や学部学生の割合も年を追うごとに増え続け、制度趣旨に反する状況を招いている。

このような状況を放置した場合、プロセスとしての法曹養成制度が瓦解し、再び司法試験という点のみによる選抜を重視した制度に回帰する危険がある。こうした事態を避けるためには、次のような方策を講じることが必要である。

第一に、予備試験が、法科大学院修了者と同等の学識や能力等を有するか否かを判定するにふさわしいものとなるよう、試験科目および出題内容・方法等について見直しを行うこと。

第二に、予備試験の制度趣旨に即した受験資格を設けること。

第三に、法科大学院教育の改善が成果を示し、また上記のような方策が検討・実施されるまでの間、予備試験の合格者数がさらに拡大することのないよう運用されること。

私どもは、法科大学院の開設以来 10 年にわたって法曹養成教育に力を尽くしてきたが、今後もその教育の質の向上と制度の安定のために、最大限の改革に努める覚悟であり、そのためにも、予備試験制度およびその運用に関する改善策の検討が行われることを切に願う。

2014年6月9日

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻長 洲崎博史

慶應義塾大学大学院法務研究科委員長 片山直也

中央大学大学院法務研究科長 藤原静雄

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻長 白石忠志

一橋大学大学院法学研究科法務専攻長 阪口正二郎

早稲田大学大学院法務研究科長 石田眞

（50音順）

司法試験予備試験制度に関する緊急の提言

1. はじめに

1949年以來、60年余りにわたって実施された旧司法試験は、合格率が著しく低く、また合格する場合にも長期間を要したことから、「現代の科挙」とさえ呼ばれた。その過熱した受験競争の中で、多くの受験者が論点・解答例暗記型の学習方法に陥り、その結果、各受験者の理解力、論理的思考力、あるいは文章作成能力等を実質的に評価することが困難になるほどであったといわれる。

プロセスとしての法曹養成制度は、旧司法試験制度の下において生じた、このような弊害を克服し、法の支配の実現を図り、国民の多様な法的ニーズに応えるべく質・量ともに豊かな法曹を安定的に輩出するために導入されたものである。そして、その中核をなす法科大学院は、通過点たる司法試験の合格のみを目指す教育に墮することなく、21世紀の社会の在り方を見すえた広い視野から、実務と理論の架橋を図る教育課程を整備し、双方向・多方向型授業など、これまでにない効果的で充実した教育方法によって、高い志と問題発見・解決型の思考力等を身に付けた多くの優れた修了者を法曹として社会の様々な分野に送り出してきた¹。

しかし、遺憾ながら、今日、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度は、その基盤を揺るがしかねない重大な局面を迎えていると言わざるを得ない。法科大学院の創設当初、多くの者が法曹を目指して法科大学院を志願したが、近年、志願者数の減少が続き、2014年度入学者選抜における志願者数はのべ11450人、2014年4月の入学者数は2272人（うち未修者811人）に止まっている²。

このような事態の背景には、法科大学院修了者の司法試験合格率が低迷してきたことや、法曹の活動領域の拡大が当初の予想ほどではないことなど、さまざまな問題があり、法科大学院としても、教育の質の改善に向けて真摯に取り組む必要がある。しかし、近年の法科大学院の志願者の減少は、これまで一定の教育成果を挙げてきた法科大学院にも及んで

¹ これまで法科大学院を修了して新司法試験に合格した者の総数は15078人である。2010年度修了者の累積合格率は、全法科大学院の平均で43.9%であるが、一橋大学（82.6%）、神戸大学（81.3%）、京都大学（79.4%）、慶應義塾大学（75.9%）、および東京大学（73.1%）は、既に70%を超える累積合格率を示している。また、地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員の採用実績は2004年の2名から2013年には32名に増えている（2014年3月現在での法曹有資格者の常勤職員の総数は64名になっている）。企業内弁護士の数は、2001年の66名から2013年には965名になっている。多様な分野での修了者の活躍については、法科大学院協会ホームページ <http://lskyokai.jp/>を参照。

² 2015年度に法科大学院入学を目指す者が受験する適性試験の志願者数は、適性試験管理委員会が公表した速報値によれば、第1回適性試験（2014年5月25日実施）が3599人、第2回適性試験（2014年6月8日実施）が4070人であり、いずれも対前年比18.0%減になっている。

おり、その大きな原因として、司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）の問題があると考えられる。

予備試験は、その受験資格に制限がないこともあり、2011年に開始されて以降、拡大の一途を辿っており、本年の志願者数は12622人となり、既に法科大学院の志願者数を超えている。私どもは、このような事態を放置した場合、プロセスとしての法曹養成制度が瓦解し、再び司法試験という点のみによる選抜を重視した制度に回帰するのではないかという強い危機感を共有している。そこで、今回、法曹養成教育に責任を有する法科大学院の立場から、現行の予備試験制度の問題点を指摘し、その改善策について、緊急に提言することとした。

2. 予備試験制度の本来の趣旨と運用の現状

法科大学院を中核とする現行の法曹養成制度の下で、予備試験制度は本来、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保」（司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書-21世紀の日本を支える司法制度-」2001年6月12日。以下「意見書」という。）するという例外的な役割を果たすに止まるものである。したがって、このような途の確保に当たっては、当然、「法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮」（「意見書」）することが必要である。

しかし、実際には、予備試験の受験資格に制限が付されなかったことから、その受験者数および合格者数は年を追うごとに増え続け、2011年の予備試験受験者は6477人、合格者が116人であったが、2013年には受験者が9224人（1.4倍）、合格者が351人（3.0倍）となっている。

また、法学部などに在籍する学部学生や、法科大学院に現に在籍している学生が多く予備試験を受験し合格するという、当初予定されていなかった事態を招いている³。2011年に予備試験を受験した法科大学院生は198人であったが、2013年には1497人となり、1299人の増加（7.6倍）を示し、学部学生については、2011年の受験者が1236人であったが、2013年には2476人となり、1240人の伸び（2.0倍）である。つまり、予備試験受験者の増加数2747人のうち、実に92.4%を法科大学院生と学部学生の受験者が占めていることになる。

さらに、予備試験の合格者数に占める法科大学院生および学部学生の割合も増えてきている。2011年においては、合格者のうち、法科大学院生の占める割合が5.2%（6人）、学部学生の占める割合が33.6%（39人）であったものが、2013年には、法科大学院生が46.7%（164人）、学部学生が30.5%（107人）を占めるに至っている。しかも、これら予備試験に合格した法科大学院生および学部学生が在籍する大学には偏りがあり、2013年の予備試

³ 以下の数値は、予備試験出願時に出願者が自己申告したデータに基づいている。

験に合格した学部学生のうち 93 人 (86.9%) が、また法科大学院生のうち 115 人 (70.1%) が、私ども 6 大学に在籍する者である。そして、予備試験合格や、予備試験合格資格により司法試験を受験し合格したことを理由として法科大学院を中途退学した者の法科大学院全体における数は、2013 年度で 33 人 (未確定値) に及んでいる。

こうした状況を背景として、法学部や法科大学院において、これからは予備試験が法曹になるための途として主流になるのではないかという憶測が広まったり、法科大学院生の関心が予備試験の受験対策に傾斜し、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目、あるいは臨床系の法律実務基礎科目といった、法曹にとって必要な科目を幅広く学ぶ意欲を低下させたりするなど、プロセスとしての法曹養成教育を軽視する傾向を生んでいることが指摘されている⁴。

このように、本来法科大学院に進学し、充実した教育を受けてしかるべき者の多くが、法科大学院に進学する前に、あるいは法科大学院に在籍しながら、予備試験を受験している状況は、予備試験制度の本来の趣旨に反しており、しかも、それによって法科大学院教育に重大な支障を生じさせる危険を招いているとすれば、本末転倒であると断じざるを得ない。予備試験をめぐるこのような状況は、きわめて深刻であり、私どもは、このままでは、法学研究者と法律実務家が互いに協力し責任をもって、これからの法曹に期待される学識や能力等の育成に当たる教育の場それ自体が失われてしまうのではないかという、重大な危機感を有している。

3. 予備試験の在り方に関する提言

以上のような現状に鑑みるならば、プロセスとしての法曹養成制度を堅持するために、予備試験の在り方について次のような方策を講じることが必要である。

第一に、予備試験の試験科目および出題内容・方法等について、法科大学院を修了した者と同等の学識や能力等を有するか否かを判定するために、よりふさわしいものに見直すべきである。そもそも、法科大学院の教育課程は、その全体が、法曹に必要な学識や能力等の修得を図るためのものであり、法科大学院の修了者と「同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定する」(司法試験法第 5 条第 1 項) ことを目的とする予備試験もまた、法科大学院の教育課程全体を通じて学修される学識および能力等を幅広く確認する試験でなければならないはずである。

しかし、実際には、法科大学院を修了するために、標準として 93 単位分の幅広い学修を行うことが求められている一方で、予備試験の試験科目は法律基本科目 7 科目と法律実務基礎科目が中心となっている。これは、法科大学院の修了者と同等の学識および能力等を有するか否かを判定する試験として適当とはいえず、展開・先端科目などを含め、法科大

⁴ 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 (第 61 回) (2014 年 5 月 8 日開催) の【資料 4-1】および【資料 4-2】を参照。

学院の教育課程全体を通じて修得される学識および能力等を幅広く判定することができるように、試験科目の拡大や出題内容・方法等について見直しを行うべきである。

第二に、予備試験の受験資格についても見直しを行うべきである。予備試験を本来の趣旨に即したものにするためには、「実社会での経験等により、法科大学院における教育に對置しうる資質・能力が備わっているかを適切に審査するような機会を設ける」（「意見書」）などして、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を經由しない者」（「意見書」）に受験資格を限定する措置を検討することが必要である。

なお、こうした措置を講じる場合には、法科大学院に進学する者の負担をできる限り軽減するために、経済的支援を充実させるとともに、特に優れた者については、飛び入学・早期卒業等を活用して法曹養成のための教育期間の短縮を図るなど、法科大学院に進学し充実したプロセス教育を受けるためのハードルをできるだけ低くするように、法科大学院側の改善も必要である。

以上のような方策は、プロセスとしての法曹養成制度を堅持し、その枠組みの中に予備試験制度を適切に位置づけるために必要なものであるが、しかし、これらの方策の導入に当たっては十分な検討期間を要し、また、場合によっては法改正も必要となる。そしてそれと同時に、プロセスとしての法曹養成制度を確立し、多くの有為の人材を法曹として安定的に輩出することができるようにするためには、法科大学院の側も、一層強い覚悟をもって、教育の質の改善に向けた取組を行わなければならない。

しかし、そうした間にも、予備試験が上述のような問題を抱えたまま実施され、その合格者数がこのまま増えていくとすれば、法曹養成制度の改善に向けた各方面の真摯な努力を無にし、プロセスとしての法曹養成制度を瓦解させる危険すらある。したがって、私どもは、プロセスとしての法曹養成制度を安定させるために、各方面において検討や取組が行われ、その成果が示されるようになるまでの間、予備試験の実施においても、そのような取組に支障を生じさせないよう最大限の配慮がなされ、予備試験の合格者数がさらに拡大することのないよう運用されることが肝要だと考える。

4. むすび

法科大学院の開設以来10年、私どもは、法曹養成のための教育に力を尽くし、多くの優秀な修了者を法曹として世に送り出してきた。その間、各方面から法科大学院教育に対する改善の要望がなされ、私どもは、教育の質の向上と制度の安定のために教育内容・方法等の改善に取り組むとともに、入学定員の削減をも実施してきた⁵。今後も、それぞれの立場で、それぞれができる最大限の改革に努めることが不可欠であると認識している。しか

⁵ 法科大学院全体では、2005年度の入学定員5825人から、2014年度には3809人に減少している。

し、現在、法科大学院が直面している問題は、大学の自主的な教育改善の努力だけで対処し得るものではない。各法学部や各法科大学院が教育改善に努め、よりよい教育を行えば行うほど、法学部生や法科大学院生が予備試験を受験し合格していくという事実は、法曹養成制度全体を統合的に検討する必要性を如実に物語っているといつてよい。

わが国の将来を見すえるとき、法の支配を実現し、国民の多様な法的ニーズに応えるために、優れた法曹を安定的に輩出することが不可欠である。そして、そのためにプロセスとしての法曹養成制度を堅持する必要がある以上、私どもは、教育に対する自らの責任を強く自覚するとともに、法曹養成制度全体が健全に機能するように、関係者が一致して、予備試験制度およびその運用の在り方について改善策の検討および取組を行うよう、切に願うものである。

2014年6月9日

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻長 洲崎博史

慶應義塾大学大学院法務研究科委員長 片山直也

中央大学大学院法務研究科長 藤原静雄

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻長 白石忠志

一橋大学大学院法学研究科法務専攻長 阪口正二郎

早稲田大学大学院法務研究科長 石田眞

(50音順)

司法試験予備試験に関する法科大学院に対するアンケート調査回答結果(概要)

文部科学省において、全ての法科大学院を対象に、予備試験を利用して法曹を目指す学生の動向等に関する状況について、自由記述により調査を実施。

調査結果全体について

予備試験に対する懸念を回答した大学： 54校/73校 (70%)

上記のうち司法試験の累積合格率が全国平均以上の大学： 12校/15校 (80%)

【参考：平成25年予備試験に関する状況】

出願時所属	受験者	合格者
司法試験の累積合格率が全国平均以上の15校について		
学部	1,609人	97人
法科大学院 (学生数4,403人)	952人 (22%)	141人 (3%)
司法試験の累積合格率が全国平均の半分未満の23校について		
学部	113人	1人
法科大学院 (学生数1,227人)	123人 (10%)	2人 (0.2%)

※司法試験委員会会議(第98回)配付資料及び文部科学省調査のデータに基づき作成。なお、法科大学院の学生数は平成24年4月1日現在のもの。

1. 法科大学院教育全体に与える影響

【予備試験が主流という認識、プロセスとしての法科大学院教育の軽視】

- ・今後、法曹をめざす学生のうち優秀な学生は予備試験合格による司法試験受験の道を選択し、それに伴って、各法科大学院の入学試験では、一部の上位校へ向かって合格者の吸い上げが加速し、閉校を余儀なくされる法科大学院がますます増加し、法科大学院を取り巻く状況は激変するものと考えられる。
- ・法科大学院に入学してきた学生も予備試験を受験する準備を進めていることから、本来の法科大学院教育において基本となる「プロセス」を重視する思考がなかなか身に着かず、短絡的に結論だけを求める思考様式を抜け出ることができない者が増加してきている。また、学部時代から予備試験の勉強だけをしてきた学生が法科大学院に入学することが多く、広い教養や外国語を含めた他分野の知識、さらには社会人としての基本的なマナー等に欠ける学生が増えてきている。
- ・「予備試験で受からなかった人が行くのがロースクール」という印象が定着し、予備試験の拡大によって、法科大学院教育は崩壊寸前の状況にあるといっても過言ではない。

【受験対策意識が強くなりつつある現状】

- ・法科大学院教育と完全に矛盾するわけではないものの、受験対策意識が強くなり、優れた法曹養成という視点が弱くなっていくとの懸念がある。
- ・予備試験の利用者増により、法科大学院制度の本来の趣旨であるプロセスによる法曹養成の理念から離れ、司法試験に受ければよいという風潮を醸成している。

【幅広い教育を行うという法科大学院教育の理念の実現に支障】

- ・学部段階で予備試験に合格して、法科大学院に入学しないで自宅学習で司法試験の準備をする者がいるようであるが、優秀な学生に（基礎法学・隣接科目も含めて）幅広く奥行きのある教育を行うという法科大学院の理念が実現できなくなる。

【予備試験で問われる範囲と法科大学院教育の範囲との不整合】

- ・予備試験においては基礎法学などの知識・知見をどのようにはかっているのか不明であり、同じ司法試験受験資格を与える制度として法科大学院制度と司法試験予備試験制度はバランスを失している。

2. 法科大学院の授業・教育活動に与える影響

【予備試験の実施日やその直前期に出る影響】

- ・予備試験実施日と法科大学院の授業日が重なった場合に法科大学院学生のかかなりの数が必修授業を欠席した例がある。
- ・予備試験の日程と重なるとの理由で、授業日の調整、授業の欠席許可を要望した学生がいる。
- ・予備試験実施日程前後に法科大学院学生が欠席する、予習が疎かになり、数が大きくなれば悪影響が強く懸念される。

【学生の授業等に対する取組の変化】

- ・法科大学院の授業と平行して予備試験の受験準備を進めている学生が多く、本来必要な授業の予習・復習が疎かになっている者が見られる。このため、問題解決に至る柔軟な思考を養う対話型のソクラテス・メソッドによる授業が、十分な効果を発揮できない状況も散見される。

- ・法科大学院では必ず履修すべきものとされている「基礎法学・隣接科目」「展開・先端科目」が予備試験の科目として置かれていないため、予備試験ルートの方が勉強すべき範囲が狭い。このことが法科大学院においても『基礎法学・隣接科目』および『展開・先端科目』を軽視する傾向が広まる要因となっている。
- ・法曹資格取得のためのショートカットとして予備試験受験の意向を示す者は一定数おり、授業への影響（予習不足、受験情報の流布等による浮足立った雰囲気など）が生じ始めている。
- ・予備試験受験・合格により法科大学院を早期に退学することを目指している学生もおり、法科大学院で準備・提供される学習への意欲が全般的に低く、法科大学院教育全体に対しても積極的に関わらない傾向が現われつつある。

3. 学生に与える影響

3－1. 入学前の学部生に与える影響

【法科大学院志願者の減少】

- ・予備試験の受験者数の増加と反比例して、法科大学院の受験に必要な法科大学院統一適性試験の受験者が減少し、したがって、法科大学院の入学試験の受験者数が減少している。受験者の減少は、法科大学院のうち中堅以下の法科大学院に大きな影響を与えている。
- ・最大の影響は、司法試験を目指す学生が法科大学院より予備試験の方がよいと判断して、法科大学院への進学を目指さなくなっていることである。現在では、多くの学生の意識は、まず予備試験を第一に考え、法科大学院への進学は、予備試験に合格しなかったときか、あるいは自分で勉強することに自信が持てない法科大学院で教えてもらいたいと考える学生に限られる傾向が出ている。そのため、減少傾向にある法科大学院の志願者数が、輪をかけて減少することになり、法科大学院において志願者を確保することが非常に難しくなっている。
- ・相当数の法曹志望者が法科大学院への進学を選択肢から外し、予備試験受験へ流れている動向があるものと感じている。

【学部学生の進路選択に与える影響】

- ・学生が、法科大学院に進学するよりも学部で留年するという選択をするとすれば、学部教育に対して新たなゆがみを生じる契機となりうる。
- ・予備試験合格ルートの方が就職に有利と考え、学部3年生で法科大学院への飛び級合格を辞退して、予備試験の準備を進めている学部生もいる。

【優秀な学生の確保が困難】

- ・優秀な学部生が予備試験を目指し、法科大学院に進学しなくなる傾向にあり、法学既修者の確保が困難になっている。

3-2. 法科大学院在学中の学生に与える影響**【成績のよい学生が受験対策を行っている実態】**

- ・予備試験が併存している関係で、法科大学院在学中の学生の中で、とくに成績のよい学生を中心に、予備試験の受験準備を行う傾向が広く認められる。こうした学生の準備活動は、法科大学院の教育課程が予定している学修以外の作業に時間を消費させる結果となっており、法科大学院教育の深化を妨げている。

【他の学生に与える不安感、焦燥感などの影響】

- ・試験対策に特化された勉強のみに専念してきた受験生と競争することを法科大学院修了生が求められることは、法科大学院生全体に本来不要な焦燥感を与えることになっている。
- ・クラス内に予備試験合格者、あるいはさらに予備試験合格にもとづく司法試験合格者がいると、それ以外の学生の中に、日々の勉強のしかたや修了後の進路について過度かつ無用の不安を抱く者がいる。

【休学者、退学者の存在】

- ・予備試験合格を機に休学して、事実上大学施設の利用を続けた上で司法試験を受験し、合格した暁に退学したい、との希望を申し出たケースがある。

【模擬試験として活用されている実態】

- ・予備試験は、法科大学院在校生にとって自分の実力を知るための方法として使われている側面がある。

予備試験に関する追加調査結果（概要）

平成25年予備試験の受験者（出願時の自己申告に基づく）がいる法科大学院66校に対し、平成26年3月1日現在の状況を調査した。

■予備試験に係る学生の動向の把握状況

質問 アンケート等により、「予備試験を今後受験する予定のある学生（既に受験したことのある学生が再受験する場合も含む）」、「既に予備試験を受験した学生」、「既に予備試験を受験し、合格した学生」、「予備試験合格後、司法試験を受験した学生」、「予備試験合格後、司法試験を受験し、合格した学生」を把握していますか。把握していないと回答された場合、把握していない理由を御教示ください。把握していると回答された場合、どのような理由、方法により把握することができたか、その内容を御教示ください。

区分	把握している※	把握していない
予備試験を今後受験する予定のある学生 （既に受験したことのある学生が再受験する場合も含む）	9校（14%）	57校（86%）
既に予備試験を受験した学生	19校（29%）	47校（71%）
既に予備試験を受験し、合格した学生	22校（33%）	44校（67%）
予備試験合格後、司法試験を受験した学生	9校（14%）	57校（86%）
予備試験合格後、司法試験を受験し、合格した学生	13校（20%）	53校（80%）

※一部のみ把握している場合を含む。

【把握している場合、その方法】

- 学生との会話・面談
- 学生の自己申告
- 授業欠席、退学・休学の理由
- 奨学金返還の必要性や施設利用の可否に関する問合せ
- 在学生に対するアンケート
- 司法試験委員会会議資料

【把握していない場合、その理由】

- 予備試験受験は学生の自由であるため
- 予備試験受験は学外の活動につき、把握することは極めて困難であるため
- 予備試験合格等を理由に退学した者等はいないと考えられ、大学として把握する必要がないため
- 在学生は少数につき、該当する学生がいればすぐに判明すると考えられるため
- 把握しようとする、予備試験受験を奨励していると思われるなど、在校生への影響が危惧されるため
- 既に学生募集停止を決定しており、予備試験が入試等に及ぼす影響がないため

■学生が予備試験を受験する理由の把握状況

質問 学生がどのような理由で予備試験又は予備試験合格後に司法試験を受験するのか、その理由を把握していれば、その内容を御教示ください。

【把握している主な理由】

- 模擬試験として活用するため
- 法曹になるまでの時間・費用を節約するため
- 予備試験に合格している方が就職に有利、優秀と思われるとの認識があるため
- 予備試験で求められる内容が法科大学院の授業科目より大幅に少なく、また、授業レベルと比較してさほど高くないため
- 司法試験受験資格を得るため、法科大学院への在学を保険としつつ予備試験合格を目指すことが可能であるため
- 周囲が受験するため
- 予備試験への対応は予備校に頼る面が大きく、家庭に経済的な余裕がある学生ほど予備校に多くの費用をかけ、結果的に早く合格するサイクルができていることから、親が子供に早期に予備試験を目指すことを勧めるため
- 法科大学院の教員又は学部の司法試験受験団体が予備試験の受験を奨励しているため
- 法科大学院の厳格な成績評価基準により、法科大学院を進級・修了できなかった場合に備えるため

■予備試験を受験する学生が教育に与える影響の把握状況

質問 予備試験又は予備試験合格後に司法試験を受験する学生が教育に与える影響を把握していれば、その内容を御教示ください。

何らかの影響を把握している 31校 (47%) / 把握していない 35校 (53%)

【把握している主な影響】

- 優秀な法学部生が法科大学院に進学しない
- 法科大学院受験者が減少してきている点について、予備試験の影響を否定できない
- 法学部生は予備試験と法科大学院の入学試験を併願し、予備試験に合格しなかった者が法科大学院に進学する傾向が鮮明
- 予備試験組がエリートであるという意識が学生に広がり、学生が法曹としての能力を「どの経路を通して法曹になったのか」という視点だけから評価する傾向が強くなっている
- 法学部の期末試験の答案を見ると、授業内容とは無関係に、表現ぶりまでほとんど同一の答案がこの数年増加しており、予備校での受験勉強が早期化していると考えられる
- 学生の中では、法科大学院での学修よりも予備試験の受験準備を優先し、理論と実務の架橋や幅広い素養を持った法曹を養成するプロセスとしての法科大学院教育を軽視する傾向が顕著
- 予備試験実施日の前後になると、授業の欠席者や予習が不十分な者、課題に真剣に取り組まない者等が見られる

- 今後、予備試験受験が広がり、合格者が増えると、学生が予備試験の受験準備に注力し、法科大学院教育の効果的な実施が困難又は無意味になる懸念がある
- 司法修習が短縮される代わりに法科大学院で実務基礎科目を履修させることとなっていたが、それに真剣に取り組まないことで、実務法曹としての資質に不足が生じる懸念がある
- 司法制度改革において養成を目指した実務法曹とは異なる人材を社会に大量に輩出する可能性に懸念がある
- 優秀な学生ほど予備試験から司法試験に進んで合格し、法科大学院から抜けてしまい、授業における双方向性が損なわれる事態が散見される
- 予備試験受験を理由に休学する学生がいる
- 予備試験を受験する予定がある学生のうち半数以上が、予備試験合格後に司法試験にも合格した場合、法科大学院を退学すると回答している
- クラス内に日々の勉強の仕方や修了後の進路に対する不安が広がる

■予備試験を受験する学生が教育に与える影響の改善に向けた対応状況

質問 予備試験又は予備試験合格後に司法試験を受験する学生が教育に与える影響があると回答された場合、そのような影響を改善するために具体的な対策を講じていますか。対策を講じていると回答された場合、具体的な対策の内容を御教示ください。対策を講じていないと回答された場合、講じていない理由を御教示ください。

(何らかの影響を把握している旨を回答した法科大学院 31 校のうち)

何らか対策している 5 校 (16%) / 対策していない 26 校 (84%)

【対策している場合、その内容】

- 法科大学院を修了するメリットが大きいことを学生が理解できるよう、充実した法科大学院教育を実施する
- 制度自体に根本的原因があり、対策には限界がある中で、予備試験合格者の奨学金返還の必要性や施設利用の可否、修了生支援の扱いに関し、講ずべき措置を検討している

【対策していない場合、その理由】

- 個別の法科大学院にできることは充実した法科大学院教育を実施することに尽き、対策には限界があり、予備試験の問題については制度全体で捉えるべきものと考えられるため
- 誰でも受験できる予備試験について、学生が在学中に受験することに対し、制限を課すことは困難であるため
- 有効な対策がないため
- 予備試験受験者を把握する方法がないため
- 予備試験が法科大学院教育に与える悪影響を証明するデータを持っていないため
- まだ教育上の大きな影響が出ていないため
- 現時点で具体策を講じていないが、今後、検討する予定
- 具体策を講じることで、逆に在学生の予備試験への関心を助長することが危惧されるため

司法試験予備試験に関する学生からの意見のまとめ（概要）

【概要】

法科大学院2年次生（既修1年生・未修2年生配当の必修科目を受講している者）に対して、日本弁護士連合会と法科大学院協会が共同で実施した「司法試験予備試験制度に関するアンケート調査」の結果から、いくつかの観点において学生からの意見を取りまとめた。（学生の休業期間における新規調査の実施が困難であった状況も踏まえ、文部科学省において、既に行われた上記調査に関する分析を行ったものである。）

【主な学生の声】

1. 予備試験が法科大学院の教育活動に与えている影響に関する学生の意見

（回答例）

- ・（対話型の授業において）予備試験受験者の方が授業の予習をしていないことを感じた
- ・（予備試験に向けた準備の影響で）予習不十分の学生が発表の担当回となっているときに、（教員と学生とのやり取りが十分に成立せず）他の学生は十分な内容の学修発表を聴講できなかった
- ・予備試験の前後の時期の欠席者が多くなった
- ・予備試験に合格した者の欠席が目立った
- ・授業を軽視する雰囲気が見られる、学生間の雰囲気が悪くなる
- ・授業の予習量が多いため、予備試験直前期に試験対策のための十分な時間が確保できなかった
- ・予備試験の結果が悪く、その影響でその後の法科大学院の学修に影響が出た

など

2. 法科大学院と予備試験の関係・在り方などに対する学生の意見

（回答例）

- ・予備試験の存在意義が不明、制度全体としてどのような構想があるのか見出せない
- ・予備試験制度があるならば、そもそも法科大学院は必要ないのではないか

- ・法科大学院の経済的負担を考えると、予備試験が存在する意義は大きい
- ・予備試験の勉強と法科大学院の勉強が大きく違うため、予備試験合格者に法科大学院修了生と同じ資格を与える制度はおかしい
- ・予備試験か法科大学院かのどちらかを廃止し、一本化すべき
- ・予備試験が法曹となるための主要な道となると、他分野の学習者から法曹になることへの抵抗が大きくなる
- ・予備試験の合格者数が今のように多ければ、法科大学院には行かない
- ・予備試験合格者の枠を増やすと法科大学院における教育も不要ということになりかねず、法科大学院を創設した意義が失われる
- ・制度の設置目的と実際に利用している人の目的が合致しているのか、再検討を要する

など

3. 在学中に予備試験に合格しても法科大学院修了を目指すという学生の意見

(回答例)

- ・法科大学院3年次在学中に予備試験に合格した場合、司法試験を受験できるタイミングは法科大学院修了後になるため、修了を目指す
- ・法科大学院の教育に関し、先端的な学修の機会、施設の利用、人脈の構築などに魅力を感じている
- ・法科大学院の授業が非常に充実している、また、学習環境も整っているため
- ・予備試験は司法試験準備の一環として受験しているだけ
- ・自身のキャリア形成のため博士号の取得を目的としている
- ・修了を目指すのは、授業料を既に払い込んでいるため、或いは、奨学金・授業料減免に係る経費の返還を求められないようにするため

など

4. 在学中に予備試験に合格した場合、法科大学院修了にこだわらないという学生の意見

(回答例)

- ・司法試験の受験資格を得ることを目指しているため、予備試験に合格して、その目的が達成されれば、法科大学院に在学する必要はない
- ・予備試験に合格して司法試験への受験資格を得られれば、時間的・経済的な負担をかけてまで法科大学院修了を目指す理由がない
- ・受験対策とはかけ離れた教育を行っている法科大学院から、いち早く離れたたい
- ・若くして法曹になれる、早く実務の経験を積みたい
- ・予備試験合格の方がその後の就職に有利に働くと考えている

など

5. その他、学生からの意見

(回答例)

- ・法学未修者で法律を勉強するのが初めてだったので、予備試験をいきなり受けるのは難しいと思ひ、法科大学院に入学した
- ・自分のような社会人経験者は法科大学院がなければ法曹を目指す道を選択することは現実的にありえなかった。経済的な事情がある人など、予備試験に本来受かるべき人が合格することが難しく、経済的・時間的に余裕がある人が合格する点こそ問題にすべき
- ・予備試験は、法科大学院の3年生にとっては模擬試験、2年生にとっては1年早く司法試験に合格するための試験、学部生にとっては早期に合格すれば法科大学院に行かなくて良い試験でしかない。回数を重ねるごとに、予備試験に合格しなかった人が行くのが法科大学院、という印象が顕著になってきている
- ・在学中に司法試験に合格した場合、法科大学院を修了することと中途退学することのメリット・デメリットがあり、どちらがよいのか判断できず迷っている

など